

○根室市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

平成28年8月5日訓令第55号

根室市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で開催されるイベントに乳幼児のおむつ交換や授乳を行うスペースとして移動式赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）を貸出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸出しの条件)

第2条 赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体及びイベントは、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内でイベントを主催する団体
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体及びイベント
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント

(貸出しの申込み)

第3条 赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移動式赤ちゃんの駅貸出申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の7日前までに申請書を提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、貸出しの可否を決定し、移動式赤ちゃんの駅貸出承認書(様式第2号)又は移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5条 赤ちゃんの駅の貸出期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合は、この限りではない。

(貸出料)

第6条 赤ちゃんの駅の貸出料は無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、原則として自ら総合政策部地域創生・少子化対策室において赤ちゃんの駅を直接借受け、返却の際は移動式赤ちゃんの駅使用実績報告書(様式第4号)を提出し、返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に赤ちゃんの駅に破損、汚損、紛失等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 貸出条件などに従い適正に管理及び使用すること。
- (4) 予め定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取消することができる。

2 市長は前項の規定により貸出承認を取消した場合は、移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市長は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 赤ちゃんの駅を破損、汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損、汚損又は紛失している場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(庶務)

第11条 赤ちゃんの駅に係る申込みの受付、承認及び貸出しに関する事務については、総合政策部地域創生・少子化対策室が行うものとする。

(市の責任)

第12条 赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、赤ちゃんの駅の貸出しについては必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年8月15日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第23号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

移動式赤ちゃんの駅貸出申請書

年 月 日

根室市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

㊟

移動式赤ちゃんの駅を使用するに当たり、「根室市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱」を遵守することを誓約し、下記のとおり申請します。

記

イ ベ ン ト 名	
イ ベ ン ト 内 容	※イベント内容がわかる資料(チラシ等)を添付してください。
開 催 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
開 催 場 所	
貸 出 希 望 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
貸 出 希 望 備 品	<input type="checkbox"/> テント (台) <input type="checkbox"/> 折りたたみ式おむつ交換台 (台) <input type="checkbox"/> 折りたたみチェア (脚) <input type="checkbox"/> サイドテーブル (台)
連 絡 先 (担当者名・電話番号)	担当者名 : 電話番号 :

様式第2号(第4条関係)

移動式赤ちゃんの駅貸出承認書

年 月 日

様

根室市長

印

年 月 日付で申請のありました移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて下記のとおり承認します。

記

団 体 名		
貸 出 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
貸 出 備 品	<input type="checkbox"/> テント (台) <input type="checkbox"/> 折りたたみ式おむつ交換台 (台) <input type="checkbox"/> 折りたたみチェア (脚) <input type="checkbox"/> サイドテーブル (台)	
イ ベ ン ト	イ ベ ン ト 名	
	開 催 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	開 催 場 所	
返 却 期 限	年 月 日まで	
備 考		
貸 出 条 件	1. 赤ちゃんの駅は、本体に付属する駅取扱説明書に従って使用すること。 2. 赤ちゃんの駅が破損又は汚損した場合は、実費にて原状回復又は弁償すること。 3. 虚偽の申込みにより使用した場合、又は貸出要綱に反する場合は貸出承認を取り消します。 4. 雨天等で天候が悪化している場合又は悪化が予想される場合の屋外での使用を控えること。 5. 複数日にわたるイベントにおいて、屋外で使用する場合は、その都度、撤収し、申請者の責任において保管すること。 6. 赤ちゃんの駅の設置から撤去までに際しては、常に周囲の安全及びテント内の衛生面等に留意し、使用に当たって発生した事故等については、申請者の責任において適切に処理すること。 7. その他赤ちゃんの駅貸出要綱を遵守すること。	

様式第3号(第4条関係)

移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書

年 月 日

様

根室市長



年 月 日付で申請のありました移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて下記
のとおり不承認とします。

記

団 体 名	
イベント名	
不承認理由	

様式第4号(第7条関係)

移動式赤ちゃんの駅使用実績報告書

年 月 日

根室市長 様

移動式赤ちゃんの駅を使用しましたので、下記のとおり報告します。

記

使 用 者	住 所	
	団 体 名	
	代 表 者 名	
イ ベ ン ト 名		
貸 出 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
貸 出 備 品	<input type="checkbox"/> テント (台) <input type="checkbox"/> 折りたたみ式おむつ交換台 (台) <input type="checkbox"/> 折りたたみチェア (脚) <input type="checkbox"/> サイドテーブル (台)	
利 用 者 数	名程度	
そ の 他 ※利用者からの要望など		

様式第5号(第9条関係)

移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書

年 月 日

様

根室市長 ⑩

年 月 日付で承認しました移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を下記のとおり
取消しますので通知します。

記

団 体 名		
貸 出 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
貸 出 備 品	<input type="checkbox"/> テント (台) <input type="checkbox"/> 折りたたみ式おむつ交換台 (台) <input type="checkbox"/> 折りたたみチェア (脚) <input type="checkbox"/> サイドテーブル (台)	
イ ベ ン ト	イ ベ ン ト 名	
	開 催 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	開 催 場 所	
取 消 日	年 月 日	
取 消 理 由		